

福知山市教育目標

自分のために 人のために 社会のために
共に幸せを生きる人材の育成

いじめ防止基本方針

いじめをしない・させない学校づくり

福知山市立川口中学校

1 いじめ防止基本方針

本市の教育目標は、自分のために<自己実現> 人のために<他社貢献> 社会のために<社会貢献> 尽くす高い志を持ち、時代を切り拓く人材を育成する「こころざしの教育」にある。

この目標のもと、本市学校教育は、「保幼小中連携、一貫教育（シームレス学園構想）」の推進を通して、確かな学力、豊かな人間性や社会性、健康な体力など、知・徳・体の調和の取れた幼児児童生徒を育成し、もって生涯にわたる学習の基盤を培い、社会の変化に対応できる「生きる力」を備えた人材を育成する。

この目標を達成するために、本校の教育目標「つながり 展望し 挑戦する生徒の育成」を明示し、当面する教育課題解決（いじめ課題解決）にため、全教職員が連携・協働して学校教育を推進する。

2 いじめの問題への基本姿勢

初期に段階から学校を挙げた積極対応

校内に校長をトップとする「いじめ防止対策推進本部」を常設し、「いじめをしない・させない学校」づくり及び外部機関との連携による「開かれた学校」づくりを推進するとともに、いじめ問題が発生した場合には関係教職員による「危機対応チーム」を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行うことで、いじめの早期解消を図り、生徒が安心して学ぶことができる環境を整える。

未然防止に向けた取組

- (1) 「いじめはどの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識する。
 - ア 日頃から、生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- (2) 「いじめは人間として絶対許されない」という意識を学校教育全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底する。
 - ア いじめられている生徒には、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- (3) 定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
 - ア 生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する。
- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
 - ア 一場面での指導により解決したと即断するのではなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

3 いじめの理解

- (1) いじめ問題の基本的な考え方と認識
 - ア いじめは生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校・自殺・殺人などを引き起こす原因ともなる重大な問題である。

- イ 最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくくなっている。
- ウ 誰もが加害者にも被害者にもなり得るものである。

(2) いじめを捉える視点

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。「いじめられた児童生徒の立場にたって」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(3) 全教職員の共通理解「いじめは見えにくい」

- ア いじめ被害者は、自分がいじめられているという事実を認めたくないし、早く逃れたいと思っている。
- イ そのため、いじめという行為を「冗談」や「遊び」に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして「自分は大丈夫、心配ない」ということを周囲に示そうとする。
- ウ しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがある。
- エ また加害者から「あれは遊びだった。あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。
- オ さらに、いじめの早期発見が出来なかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。被害者が笑っていたり、楽しんでいたとあって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断する。

(4) いじめの4層構造

いじめは「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるように学級経営を行う。

(5) ネット上のいじめの特徴

- ア 匿名性から、不特定多数の者によって安易に誹謗・中傷等の書き込みが行われる。
- イ 情報のやり取りが安易に早くできるため、いじめ被害が思わぬ速さで深刻化する。
- ウ メールやパスワードを共有する仲間内で発生していることがある。

(6) 犯罪につながるいじめ

「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、生徒に対していじめの行為の中に、犯罪に該当する行為があることを指導していく。

【文部科学省におけるいじめの態様】

- 1 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 5 金品をたかられる。
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

【刑法上犯罪行為に該当する可能性がある行為について】

殴る・蹴る・・・「暴行罪」

暴力行為によって相手に傷害を与える・・・「傷害罪」

生命や身体等に害を加える脅し・・・「脅迫罪」

脅して異物を食べさせたり、万引きを強要したりする・・・「強要罪」

脅して金銭を取る・・・「恐喝罪」

所持品を盗む・・・「窃盗罪」

暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取する・・・「強盗罪」

鞆を壊したり、教科書やノートを破ったりする・・・「器物損壊罪」

悪口を言う、インターネット上で黒板に悪口を書く・・・「名誉毀損罪」「侮辱罪」

4 いじめの早期発見

(1) 学校でのいじめ発見のポイント

学校生活の中で、生徒たちは様々な悩みや不安に伴うサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人ひとりの生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することに努める。

(2) 家庭でのいじめ発見のポイント

保護者から、生徒の家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たるようにする。

いじめられている生徒が家庭で出すサイン

衣服の汚れが見られたり、よく怪我をしたりしている。

風呂に入りたがらなくなる（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）

買い与えた学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。

食欲がなくなったり、体重が減少したりする。

寝つきが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。

表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。

いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。

部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、八つ当たりをしたりする。
親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
転校を口にししたり、学校を辞めたいなどと言い出したりする。
家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪れてくる。
不振な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

ネットいじめにあっていてる生徒が家庭で出すサイン

携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は全く触れようとしなくなる。
親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
携帯電話の着信音に、おびえるような態度をとる。
電話やメールの受信後に、そっと一人ででかけようとする。

5 指導体制のあり方

いじめ問題への取組について、「いじめ防止対策推進本部」「危機対応チーム」及び教職員個人が、それぞれの立場で定期的に点検を行い、点検結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を行っていく。

(1) 指導体制

- ア いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立して実践に当たる。
- イ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ウ いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制を確立させる。

(2) 早期発見・早期対応

- ア 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- イ 生徒の生活実態について、例えば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めるなど、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応していく。
- ウ 養護教諭やＳＣと連携して、いじめの把握及び教育相談が行える体制整備を行い、それ

が十分に機能するようにする。

エ いじめについて訴えがあった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応する。

オ いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教育相談室、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知やその広報を行う。

カ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制にしていく。

(3) 教育指導

ア 「いじめは人間として許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長を始め、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努める。

イ 道徳や学級（HR）活動の時間及び生徒会活動などにおいて、いじめにかかわる問題を取り上げ、適切な指導・助言を行う。

ウ いじめを行う生徒に対しては、特別な指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行う。

エ いじめられる生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っていく。

オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。

(4) 家庭・地域社会との連携

ア 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めていく。

イ 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっていく。

(5) いじめ防止対策推進本部について

ア 目的

本部設置の目的は、いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応が行われることとする。

イ 構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学年主任とし、実情に応じてSCの必要と思われる教職員を加え構成する。

ウ 機能・役割

いじめをしない・させない学級づくりの推進

- ・ いじめの早期発見の観点から生徒の状況に関する情報共有を行う。
- ・ いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果分析について吟味する。

学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

- ・ 定期的に「いじめ発見のチェックリスト」を活用し、理解を深める。
- ・ いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。
- ・ 外部講師を招聘し、学校に必要な重言・指導を仰ぎ、個別の案件対応に活用する。
各学校におけるいじめ問題への対応に関する基本方針の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知
- ・ 生徒会が主体となった「いじめを許さない学校づくり」の一層の推進を図る。
- ・ いじめ対応の見直しを行ない、学級懇談会等で保護者、地域住民に対して、いじめ問題への学校の基本姿勢を説明し、理解と協力を得る。
いじめ問題を認知次第、生徒指導主任をチーム長とする「危機対応チーム」設置する。
- ・ いじめ事象を認知次第、迅速にチームを編成し、情報の収集と整理を行い、対応する。また適時報告を受け、指導方針を指示する。
外部機関との日常的な情報交換による「開かれた学校」づくりの推進
- ・ P T A会長、学校評議員、地域公民館長、主任児童委員、教育有識者からなる「学校いじめ問題対策協議会」を設置し、指導・助言を得る。

6 いじめの対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた生徒、いじめられた生徒への個別の指導を徹底するとともに、いじめている生徒、いじめられている生徒双方の家庭に、いじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることに努める。

(1) いじめられている生徒への対応

【学校】

- ア いじめられている生徒を必ず守り通すという姿勢を示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- イ 決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ウ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- エ いじめた生徒の謝罪だけで問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- オ 生徒の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- カ いじめられている生徒を守り通すという観点から、場合によっては緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ア 子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し協力していく。
- イ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ自信を持たせる。

ウ 必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

(2) いじめている生徒への対応

【学校】

ア まず、いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為である事をわからせる。

イ 当事者だけでなく、いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き、実態を出来るだけ正確に把握する。

ウ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や、一人ひとりの言動を正しく分析して指導する。

エ いじめた生徒が、どんなことがいじめであるかわかっていない場合があるので、いじめの態様については、犯罪に当たる場合があることを理解させる。

オ いじめた生徒の不満や充足感を味わえない心理等を十分に理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。

カ いじめが解決したと思われる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、その時の指導によって解決したと即断することなく、継続して十分に注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

ア いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。

イ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

(3) いじめられている生徒の保護者への対応

【学校】

ア いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。

イ 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急にもつ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また学校として、いじめられている生徒を守り通すことを十分伝える。

ウ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。

エ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

オ 必要な場合は緊急避難としての欠席も認めることを伝える。

カ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらおうよう要請する。

(4) いじめている生徒の保護者への対応

【学校】

- ア いじめの事実を正確に伝え、いじめられている生徒や保護者の辛く悲しい気持ちに気付けさせる。
- イ 教師が仲介役になり、いじめられた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解しあうように要請する。
- ウ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- エ 子どもの変容を図るため、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
生徒が自殺を企図した場合
身体に重大な被害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合
精神性の疾患を発症した場合等を想定
- イ いじめが原因で、相当の期間学校（年間 30 日を目安）を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、学校は重大事態が発生した可能性もあるとして取り扱う。

(2) 重大事態発生時の報告及び調査

いじめ又はいじめの可能性のある行為により重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて市長に速やかに報告する。
市教育委員会及び学校は当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ（いつ頃から）誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を時系列で可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

8 「いじめをしない・させない学級づくり」推進

生徒の自主的な取組を通じて、未然防止としてのいじめを許さない学校づくりを推進し、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を高めるとともに、自己を大切にし、他を思いやる心をはぐくみ、生徒自らがいじめを早期に気付くよう指導し、「いじめをしない・させない学校づくり」に取り組む

(1) 生徒会などが中心となる取組

活動目的

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人ひとりに付け、学校全体や学級でいじめ撲滅に取り組んでいる雰囲気を作る。

「いじめ撲滅宣言」の採択

生徒会の日常的な活動として、「いじめ撲滅運動」を推進し、生徒総会で宣言を採択する。

「挨拶運動」

生徒会本部、各委員会を中心に下駄箱付近で挨拶を交し合う。

(2) 体験活動を取り入れた取組

活動目的

ボランティア活動や異年齢集団での活動を通して、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、人間関係を深める。

「地域でのボランティア活動」

地域での清掃活動や交通事故防止活動に全校で参加しする。

(3) 生徒が活動する取組

活動目的

自分以外の人の考えに触れ、物事を多面的に捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。

「いじめ」をテーマにした学習

学級活動や道徳の時間に、いじめられる側、いじめる側、それぞれの立場から考え、様々な意見をぶつけ合うことで、いじめを許さない意識の高揚を図る。どのような行為がいじめになり、さらに犯罪になるのか、またいじめが行われているのを見たときに、どのような行動をとれば良いのかをいじめられる側に立場に立って意見を出し合うことで、いじめに対する理解を深め、傍観者とならず「いじめを見逃さない」視点で育てる。

(4) 学校、PTAなどと連携した取組

活動目的

生徒だけでなく、教職員、保護者、地域と協力して「いじめを許さない学校づくり」に取り組む。

いじめアンケートを活用した連携

アンケート結果を保護者に周知し、またそれをもとに学級や生徒会で討議する場面を設定する。

非行被害防止講座の実施

保護者や地域の人たちを対象に開催し、ネットいじめの事例をもとに、家庭や地域からいじめの危機感を高める。